

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
44	44	41	21	8	27	18	26	36	0	7	7	0	0	44	0	0
茨城県	水戸市	○	○	○		○	○	○						○		
茨城県	日立市	○				○	○	○						○		
茨城県	土浦市	○	○				○	○						○		
茨城県	古河市	○	○		○	○		○						○		
茨城県	石岡市	○	○				○			○	就学時健康診断の際に教育委員会です就学援助制度の書類を配布			○		
茨城県	結城市	○			○	○	○							○		
茨城県	龍ヶ崎市	○		○	○		○	○						○		
茨城県	下妻市	○					○	○						○		
茨城県	常総市	○	○		○	○	○	○						○		
茨城県	常陸太田市	○			○			○						○		
茨城県	高萩市	○	○					○		○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に郵送で通知			○		
茨城県	北茨城市	○	○			○		○						○		
茨城県	笠間市	○			○		○	○						○		
茨城県	取手市	○	○		○	○	○	○						○		
茨城県	牛久市	○			○		○	○						○		
茨城県	つくば市	○	○		○		○	○						○		
茨城県	ひたちなか市	○	○		○	○	○	○						○		
茨城県	鹿嶋市	○		○			○	○						○		
茨城県	潮来市	○	○		○	○								○		
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○						○		
茨城県	常陸大宮市	○	○		○		○	○		○	庁舎内の電子掲示板(エントランスホールに設置)に情報を掲示する。			○		
茨城県	那珂市	○			○		○	○						○		
茨城県	筑西市	○	○		○									○		
茨城県	坂東市	○	○		○		○	○						○		
茨城県	稲敷市	○			○		○	○						○		
茨城県	かすみがうら市	○		○		○	○	○						○		
茨城県	桜川市	○			○			○						○		
茨城県	神栖市	○			○									○		
茨城県	行方市				○	○								○		
茨城県	鉾田市							○		○	就学時健診通知の際に案内を同封			○		
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○						○		
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○		○						○		
茨城県	茨城町	○			○	○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
茨城県	大洗町	○				○	○	○						○		
茨城県	城里町	○		○	○		○	○						○		
茨城県	大子町	○	○					○		○	町コミュニティFM放送(FMだいが)で制度について周知			○		
茨城県	美浦村	○						○						○		
茨城県	阿見町	○			○	○	○	○						○		
茨城県	河内町	○						○		○	就学時健康診断の会場で教育委員会が書類配付。			○		
茨城県	八千代町	○	○		○		○	○						○		
茨城県	五霞町	○	○											○		
茨城県	境町	○						○	○					○		
茨城県	利根町							○						○		
茨城県	東海村	○	○		○	○				○	・PTA総会の際に就学援助制度の書類を配布			○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他→(6)			
44	44	36	9	5	0	0	0	4	4	18	
茨城県 茨城県	水戸市 日立市	○ ○	 ○					 ○	要保護の認定は申請書の提出を求めておらず、福祉部局から生活保護受給者情報の提供を受け、要保護者として認定している。 準要保護を希望する小学校入学予定者は教育委員会に提出(申請者のみ提出)。	案内文書は目につきやすいタイトル、平易な文面を使用し、援助対象となる年間所得の目安額と収入の基準の計算方法を記載している。申請の窓口となる学校に対して、制度の周知については、保護者と個別に接する面談等を利用するほか、特に転入学や新入学児童生徒の保護者に対して、機会を捉え、制度の趣旨と内容の説明に努めるよう通知している。	
茨城県 茨城県	土浦市 古河市	○ ○	 ○							学校職員に対し、制度の説明会を実施している	
茨城県	石岡市	○						○	就学前新入学児童生徒学用品費(入学準備金)については、申請者が教育委員会に提出。		
茨城県	結城市	○									
茨城県	龍ヶ崎市	○								周知の機会を増やす。(就学時健康診断時に案内を配布、転入者には窓口で案内を配布)	
茨城県	下妻市	○									
茨城県	常総市	○	○					○	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に関する申請書のみ教育委員会へ直接提出も可。	外国語の申請書等を作成	
茨城県	常陸太田市			○							
茨城県	高萩市	○									
茨城県	北茨城市	○									
茨城県	笠間市	○	○							学校から保護者へ就学援助の案内文と一緒に、各費目や援助額表などを同封し、より保護者の意識が向くように周知している。	
茨城県	取手市	○								援助対象となる年間所得の目安額や、援助対象費目を掲載した案内チラシを、毎年入学前児童を含め全児童生徒へ配布。	
茨城県	牛久市							○	申請有無を全員に確認し、(申請有無の確認が申請書と一体になっているのでそちらを提出いただくか、ネットで回答)希望者は必要書類を添付のうえ、学校に提出。	全員に申請有無の確認を取るよう努めている。今までは紙媒体にて申請有無を確認していたが、今年度はネットでも回答できるようにした。 配布する書類やホームページに、援助対象となる年間所得の目安額を記載している。 ホームページに、各費目の援助額を掲載している。 外国籍の児童・生徒が多いため、英語の周知文書と申請書を作成している。	
茨城県	つくば市	○									
茨城県 茨城県	ひたちなか市 鹿嶋市	○ ○	 ○								
茨城県 茨城県	潮来市 守谷市	○ ○									
茨城県 茨城県	常陸大宮市 那珂市	○ ○								援助対象となる基準や年間収入の目安額等を記載	
茨城県	筑西市	○								外国語の申請書記入例を窓口を設置。	
茨城県 茨城県	坂東市 稲敷市	○ ○	○ ○	○ ○						学校からの周知、保健福祉部(児童担当課)から周知、市広報から周知、就学時健康診断時の周知	
茨城県 茨城県	かすみがうら市 桜川市	○ ○		○ ○							
茨城県 茨城県	神栖市 行方市	 ○	○ ○								
茨城県	銚田市	○								就学時健診通知の際に案内を同封	
茨城県 茨城県	つくばみらい市 小美玉市	○ ○		○ ○						転入者には必ず就学援助制度を説明している。	
茨城県	茨城町	○									

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
茨城県	大洗町	○								・入学時、進級時に全児童生徒にお知らせを配布。 ・転入時にお知らせを配布。
茨城県	城里町	○								就学通知に同封したり、就学時健診の資料としたり、目にする機会を増やそうにしている。
茨城県	大子町			○						
茨城県	美浦村	○	○							
茨城県	阿見町	○								
茨城県	河内町	○								各費目の援助額や援助対象となる世帯構成・所得の目安を記載している。
茨城県	八千代町	○								各費目の援助額や年間総援助額の記載
茨城県	五霞町	○								
茨城県	境町	○								
茨城県	利根町	○								全保護者へ通知を配布している 就学時健診で制度の説明を行い、また転入者にも必ず制度を説明している
茨城県	東海村		○							

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容	
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討していない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)				
44	44	41	2	1	0	0	41	0	0	2	0	0	0	0	0	2	13	26	0	1	0	0	0	0	
茨城県	水戸市	○					○											○							
茨城県	日立市	○					○											○							
茨城県	土浦市	○					○										○								
茨城県	古河市	○					○										○								
茨城県	石岡市	○					○										○								
茨城県	結城市	○					○										○								
茨城県	龍ヶ崎市	○					○											○							
茨城県	下妻市	○					○											○							
茨城県	常総市	○					○											○							
茨城県	常陸太田市	○					○											○							
茨城県	高萩市	○					○												○						
茨城県	北茨城市	○					○												○						
茨城県	笠間市	○					○											○							
茨城県	取手市	○					○									○									
茨城県	牛久市	○					○											○							
茨城県	つくば市	○					○												○						
茨城県	ひたちなか市	○					○											○							
茨城県	鹿嶋市	○					○										○								
茨城県	潮来市			○															○						
茨城県	守谷市	○					○											○							
茨城県	常陸大宮市	○					○											○							
茨城県	那珂市	○					○											○							
茨城県	筑西市	○					○											○							
茨城県	坂東市	○					○											○							
茨城県	稲敷市	○					○											○							
茨城県	かすみがうら市	○					○											○							
茨城県	桜川市	○					○									○									
茨城県	神栖市	○					○											○							
茨城県	行方市	○					○											○							
茨城県	鉾田市	○					○											○							
茨城県	つくばみらい市	○					○											○							
茨城県	小美玉市	○					○											○							
茨城県	茨城町	○					○									○									

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																					
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																					
		＜中学校＞																					
		（1）実施・検討状況について				（2） エの内容	（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								（5）（4）でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				（6）エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 一（2）	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 一（6）		
茨城県	大洗町	○					○										○						
茨城県	城里町	○					○										○						
茨城県	大子町	○					○									○							
茨城県	美浦村	○					○										○						
茨城県	阿見町	○					○									○							
茨城県	河内町	○					○									○							
茨城県	八千代町	○					○										○						
茨城県	五霞町		○						○														
茨城県	境町		○						○														
茨城県	利根町	○					○										○						
茨城県	東海村	○					○										○						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するものを全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛け る係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項					
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村市民税の非課税	ウ. 市区町村市民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件と自動的に変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→係数(倍率)を(4)に記入。			ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)	係数(倍率)	
44	44	8	6	25	1	4	4	30	31	29	27	30	31	13	5	25	26	10	9	11	20	24	11	3	0	9	38	0	9	2	
茨城県	水戸市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○	1.5			当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者(水戸市就学援助実施要項別表第1中、第1項第9号オ) (ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者 (ウ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者	
茨城県	日立市	○							○	○	○	○	○					○	○		○	○					1				
茨城県	土浦市			○																					○					児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等其他総合的に判断	令和3年度から税制改正を受け、給与所得・公的年金所得者については、総所得金額から10万円を控除
茨城県	古河市					○	通常通り判定している	○	○	○	○	○	○			○					○	○				1.2					
茨城県	石岡市		○																				○			1.3					
茨城県	結城市			○				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○						○						
茨城県	龍ヶ崎市			○				○	○	○	○	○				○	○	○			○	○				1.3					
茨城県	下妻市			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○			○			○			1				両親が揃っている世帯:1.0倍未満、ひとり親世帯:1.5倍世帯となったものを認定。
茨城県	常総市					○	現在、申請がないため検討していない。申請があったら検討する予定。	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○			1.5					
茨城県	常陸太田市	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○				1.5					
茨城県	高萩市		○					○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				1.3					
茨城県	北茨城市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
茨城県	笠間市				○			○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				1.3					
茨城県	取手市		○																			○				1.3					
茨城県																															
茨城県	牛久市			○																			○			1.15					
茨城県	つくば市		○																				○			1.5					
茨城県																															
茨城県	ひたちなか市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.4					
茨城県	鹿嶋市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					
茨城県	潮来市			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○				1.4					
茨城県	守谷市			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○			1.2					
茨城県	常陸大宮市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○			1.3					
茨城県	那珂市		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○			○		○			1.5					
茨城県	筑西市		○					○	○		○	○	○			○				○		○				1.5					
茨城県	坂東市			○				○	○		○	○	○			○				○			○			1.3					
茨城県	稲敷市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.3					
茨城県	かずみがうら市			○																		○			1.3						
茨城県	桜川市		○					○				○											○			1.5					
茨城県	神栖市			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○			○			1.3					
茨城県	行方市					○	整備されておらず、現在検討もしていない。	○														○		○		1.4					
茨城県	鉾田市			○				○	○	○	○	○	○			○	○						○			1.3					
茨城県	つくばみらい市					○		○	○			○	○	○									○			1.3					
茨城県	小美玉市	○						○	○	○		○	○	○							○	○	○			1.3					
茨城県	茨城町		○																				○			1.4					

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)															(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛け る係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項		
																								係数(倍率)	係数(倍率)				
ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免		エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)			係数(倍率)	倍
茨城県	大洗町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		1.3	当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者 (ア) 世帯の生計を主として維持する者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院・病気療養中等により、世帯収入が著しく減少した者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 (ウ) 災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた者		
茨城県	城里町			○							○										○			○		1.3	個別の生活状況によって、教育委員が認定するかどうかを判断する。		
茨城県	大子町			○					○	○	○	○	○	○					○										
茨城県	美浦村	○						○	○	○		○	○	○				○	○				○		1.3	前年度の就学援助費受給			
茨城県	阿見町			○															○						1.3				
茨城県	河内町			○																	○				1.2				
茨城県	八千代町			○				○	○	○	○	○	○						○			○			1.3				
茨城県	五霞町			○					○	○	○		○	○					○				○				個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている ・父子または母子家庭の場合(ただし同世帯に収入のある同居人が住居し、生活を共にしているとみなされた場合及び他者からの援助が可能と認められる場合は除く) ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		
茨城県	境町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.1				
茨城県	利根町			○				○	○	○	○	○	○	○					○	○					1.1				
茨城県	東海村			○				○	○	○	○	○	○	○					○				○			東海村独自の所得基準を設定(児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用)			

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)		
44	44	18	17	17	17	5	5	8	1	1	44
											10%未満
茨城県	水戸市	○				○					
茨城県	日立市	○					○				10%未満
											15%未満
茨城県	土浦市										10%未満
茨城県	古河市		○	平成25		4					10%未満
											10%未満
茨城県	石岡市		○	平成24		12					10%未満
											10%未満
茨城県	結城市										15%未満
茨城県	龍ヶ崎市	○						○			10%未満
											10%未満
茨城県	下妻市										15%未満
茨城県	常総市	○						○	○	所得状況が生活保護認定基準の1.5倍を超えていない場合は認定としている	10%未満
茨城県	常陸太田市	○				○					15%未満
茨城県	高萩市	○					○				10%未満
茨城県	北茨城市										15%未満
											10%未満
茨城県	笠間市		○	平成26		3					15%未満
茨城県	取手市	○				○					10%未満
											10%未満
茨城県	牛久市		○	平成25		8					10%未満
茨城県	つくば市	○						○			10%未満
											10%未満
茨城県	ひたちなか市	○						○			10%未満
茨城県	鹿嶋市		○	平成24		4					10%未満
茨城県	潮来市	○						○			5%未満
茨城県	守谷市	○					○				10%未満
茨城県	常陸大宮市		○	平成25		4					15%未満
茨城県	那珂市		○	平成26		4					10%未満
茨城県	筑西市	○						○			15%未満
茨城県	坂東市		○	平成28		4					15%未満
茨城県	稲敷市		○	平成25		4					10%未満
茨城県	かすみがうら市	○						○			10%未満
茨城県	桜川市	○				○					10%未満
茨城県	神栖市										5%未満
茨城県	行方市		○	平成25		7					10%未満
茨城県	鉾田市	○					○				10%未満
茨城県	つくばみらい市		○	平成25		8			○		5%未満
茨城県	小美玉市	○									10%未満
											10%未満
茨城県	茨城町		○	令和元		10					

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									補足事項												
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額		支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他								
茨城県	大洗町	○						○	22,730		○								○	22,900										○	○		0											(1)修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費 令和2年度実績なし						
茨城県	城里町	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○		0											・修学旅行、校外学習は令和2年度の実施がなかったため、実績額0円。 ・給食費は、保護者負担額が0のため、援助費の支給がない。医療費は実績なし。 ・オンライン学習通信費は、令和3年度予算には計上しているが、支給は未定。						
茨城県	大子町	○						○	9,320		○								○	60,000		○	○		0					○	○		76,000												支給平均額については、令和3年度予算に計上した単価を記載。 体育実技用具費・通学費については、実績なし。 学校給食費については、全児童生徒無償化しているため実績なし。					
茨城県	美浦村	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○		6,604													医療費：一部負担 請求があった場合に限り支給 令和2年度は支給実績なし クラブ活動費・オンライン通信費 支給実績なし 校外学習は(宿泊ありなし)ともに未実施のため支給実績なし				
茨城県	阿見町	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○		0					○	○		10,206													体育実技用具費・柔道：7,650円・剣道：52,900円・スキー：38,030円 校外活動費・体育実技用具費・通学費・医療費は実績なし。				
茨城県	河内町	○						○	22,730		○								○	60,000		○	○		20,000					○					○	60,910	60,300										校外活動費(泊有)及び修学旅行費については、新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年度は実施しなかったので実績がない。 その為、令和元年度実績を記載した。 校外活動費(泊無)については費目はあるが行事を実施していないため実績はない。			
茨城県	八千代町	○				○	22,730	22,730		○				○	60,000	60,000													○				○	60,910	9,279											オンライン学習通信費については、令和2年度は予算計上なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)については、令和2年度支給実績なしのため令和元年度実績額を記入。				
茨城県	五霞町	○				○	22,730	22,730		○				○	60,000	60,000													○				○	60,910	0												・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は、実績なし ・学校給食費は、給食を実施した6月～3月(10か月)のうち、3か月分を無償としたため、7か月分の支給とした。			
茨城県	境町	○						○	22,730		○								○	60,000										○	○		70,000															平均支給額：令和3年度の予算計上の単価 医療費：中耳炎、う歯に関する医療費のうち3割給付		
茨城県	利根町	○						○	22,730		○								○	60,000										○							○	60,910												
茨城県	東海村	○						○	22,730		○								○	60,000										○				○	60,910	60,910												・オンライン学習通信費は令和3年度新設のため、平均支給額を12,000とする。 ・校外学習費(宿泊を伴うもの)は令和2年度の新型コロナウイルス蔓延防止のため実績がないので、令和3年度に予算計上した単価6,210円とする。 ・修学旅行は令和2年度の新型コロナウイルス蔓延防止のため実績がないので、令和3年度に予算計上した単価60,910円とする。 ・医療費は実績がないため、平均支給額を0円とする。		

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
44	44	1
		設問4 (3)令和3年度当初における準要保護の認定基準において「ソ」に○をしたが、係数を超えた場合は、特別の事情により係数を超えないものに準ずる場合は認定する。 保健福祉部生活福祉課において、生活困窮世帯(生活保護受給世帯)の子どもに対する学習支援事業を平成28年度から実施。平成29年度から準要保護世帯にも拡大。 平成30年度は1会場増設し、計2会場で実施。 平成31(令和元)年度は更に1会場増設し、計3会場で実施。 令和2年度も更に1会場増設し、計4会場で実施。 令和3年度は、令和2年度同様、4会場で実施。
茨城県	水戸市	
茨城県	日立市	
茨城県	土浦市	
茨城県	古河市	
茨城県	石岡市	
茨城県	結城市	
茨城県	龍ヶ崎市	
茨城県	下妻市	
茨城県	常総市	
茨城県	常陸太田市	
茨城県	高萩市	
茨城県	北茨城市	
茨城県	笠間市	
茨城県	取手市	
茨城県	牛久市	
茨城県	つくば市	
茨城県	ひたちなか市	
茨城県	鹿嶋市	
茨城県	潮来市	
茨城県	守谷市	
茨城県	常陸大宮市	
茨城県	那珂市	
茨城県	筑西市	
茨城県	坂東市	
茨城県	稲敷市	
茨城県	かすみがうら市	
茨城県	桜川市	
茨城県	神栖市	
茨城県	行方市	
茨城県	鉾田市	
茨城県	つくばみらい市	
茨城県	小美玉市	
茨城県	茨城町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
茨城県	大洗町	
茨城県	城里町	
茨城県	大子町	
茨城県	美浦村	
茨城県	阿見町	
茨城県	河内町	
茨城県	八千代町	
茨城県	五霞町	
茨城県	境町	
茨城県	利根町	
茨城県	東海村	